

グローバル・スタンダードに 対応した日本の会計基準

石山 傳

要旨

本稿は、日本の財務情報開示制度変遷史の一環を成すものである。考察の対象とする期間は、1990年代末から2000年代初頭の現在である。この期間の特徴は、日本の企業会計制度の根幹をなす企業会計基準をグローバル・スタンダードに適応させる措置が相次いで講ぜられたことである。従来、久しく証券取引法に基づく会計制度の近代化は、主としてディスクロージャーの充実・拡大として展開されてきた。しかし、'90年代から始まったバブル経済破綻後の会計制度は、企業活動および金融取引のグローバル化が一段と進むなかで、それらの活動に対応した測定行為に関する会計基準の整備を必要とする状況に至った。米国にみられる資産・負債中心観に基づく公正価値の全面導入、新たに登場したデリバティブ取引に対する会計基準などがそれである。

本稿のテーマを「グローバル・スタンダードに対応した日本の会計基準」とした所以である。そして、この期間の特徴を一応「グローバル・スタンダードに対応した会計基準の展開期」とする。

キーワード

企業会計基準	退職給付会計	デリバティブ
ヘッジ会計	財務情報開示制度	税効果会計
国際会計基準（IAS）	金融商品	研究開発費
公正価値	財務会計基準書（SFAS）	

I はじめに

本稿は日本のディスクロージャー制度変遷史の一環として、1990年代以降2001年の現代に及ぶ期間を「グローバル・スタンダードに対応した会計基準の展開期」として特徴づけようとするものである。日本のディスクロージャー制度の変遷については、すでに次のような時代区分をして素描してきた。

第一期 開示制度の形成（1945～1964）

第二期 財務情報の信頼性確保（1965～1984）

第三期 国際化に対応した開示制度の拡大（1985～

（以上、桜美林大学産業研究所編、「規制緩和と産業再編成」中間報告、1973年3月、拙稿「日米における企業内容開示制度の変遷」。および「1990年代における日本のディスクロージャー制度」桜美林エコノミックス第40号、1998年12月）

しかしながら、1990年代末は一方においてディスクロージャーの拡大期として、他方において新たな会計問題が生じた。一言でいえば、それは時価評価による測定基準への転換という時代の流れである。その源流は、1996年（平成8年11月）に始まった金融システム改革にある。その改革の指導理念の一原則は、「国際的で時代を先取りする市場（グローバル）」に係わる会計上の重要事項に関して「時価会計をはじめとする会計制度の国際標準化」であった。従来の原価評価から、新たに時価評価へと測定基準を転換するということは、まさに会計制度的一大変革である。こうした会計制度の変革は、1990年代末の日本企業の再生への苦痛な過程でもあり、国際競争力を保持するための企業組織再編のインフラ整備とも密接に関係している。本稿は1990年代末、日本の会計基準がグローバル・スタンダードに向けてどのように変貌してきたかを素描せんとするものである。

II '90年代末における日本の会計基準の特色

1. '90年代末に公表された会計基準等

'90年代末に企業会計審議会等より公表された会計基準等は、つぎのとおりである。

- 1 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」1997年（平成9年）6月6日
- 2 「商法等の一部を改正する法律」（平成9年法律第71号）1997年（平

成9年6月6日公布)

会社の合併手続の簡素・合理化が図られた。

- 3 「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」1998年（平成10年）3月13日
- 4 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」1998年3月13日
- 5 「研究開発費等に係わる会計基準の設定に関する意見書」1998年3月13日
- 6 「退職給付に係わる会計基準の設定に関する意見書」1998年6月16日
- 7 「税効果会計に係わる会計基準の設定に関する意見書」1998年10月30日
- 8 「連結財務諸表制度における子会社および関連会社の範囲の見直しに係わる具体的な取扱い」1998年10月30日
- 9 「金融商品に係わる会計基準の設定に関する意見書」1999年（平成11年）1月22日
- 10 「外貨建取引等会計処理基準」当初1979年6月26日設定、修正1999年10月22日
- 11 「商法等の一部を改正する法律」（平成11年法律第125号）1999年8月13日公布
株式会社の貸借対照表計上額に関して、一部の資産について時価による計上を認めることとされた。また、株式交換及び株式移転の制度を創設し、完全子会社関係の創設を簡易かつ円滑に行なうことができるよう法整備が図られた。
- 12 「商法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第90号）2000年5月24日公布
会社分割法が創設された。

2. 時価評価の導入

上記の会計基準等一覧によって気付くことは、二つある。第一は、ディスクロージャーを国際標準に近付けようとするグループである。連結財務諸表を主とするディスクロージャーへの転換、および連結キャッシュ・フロー計算書の作成義務化がこれである。第二は、一部資産・負債の貸借対照表価額に時価評価を導入したグループである。退職給付および金融商品に関する会計基準がこれである。これら二つの点は、いずれも日本の会計制度を国際標

準に近付けようとする点では共通している。しかし、第二の点は会計上の認識・測定行為に関するものであって、これまでには無かった事柄である。本稿の焦点は、この測定行為に関する会計基準にある。

3. 個別会計基準の国際標準化

従来、日米における会計基準の設定の仕方には対照的な特徴があった。米国は個別的な会計現象について必要な都度それに応じた会計基準を設定してきた。一方、日本は包括的な会計基準の下に個別の会計現象に適応してきた。それぞれには長短がある。米国の財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board,FASB)は、2000年2月までに次の7号の財務会計概念書(Statements of financial accounting concepts)を公表している(邦訳「FASB財務会計の諸概念(改訳新版)平松一夫・広瀬義州訳、中央経済社、1998年12月)。これによって個々の会計基準に一貫性を保持し、問題解決の指針を提供している。

第1号 「企業の財務報告の目的」(1978年11月)

第2号 「会計情報の質的性格」(1980年5月)

第3号 「企業の財務諸表の要素」(1980年12月)(第6号により廃止)

第4号 「非営利組織の財務報告の目的」(1980年12月)

第5号 「企業の財務諸表における認識および測定」(1984年12月)

第6号 「財務諸表の構成要素」(1985年12月)

第7号 「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の利用」
(2000年2月)

一方、日本は1960年代後半から1970年代前半にかけて「企業会計上の個別問題に関する意見」として、主に外国為替相場の変動に対処する会計処理に関する意見が公表されてきた。個別の会計基準としては、1979年6月に公表された「外貨建取引等会計処理基準」(最終修正、1999年10月)が最初である。そして、1980年代以降、経済活動のグローバル化を反映して個別的な会計基準の公表が相次ぎ今日に至っている。とくに、「90年代末に公表された次の会計基準は、グローバル化に対応した測定行為に関するものとして特徴的である。

- 1 研究開発費等に係わる会計基準 平成10年(1998年)3月
- 2 退職給付に係わる会計基準 平成10年(1998年)6月
- 3 税効果会計に係わる会計基準 平成10年(1998年)10月
- 4 金融商品に係わる会計基準 平成11年(1999年)1月

III 研究開発費等に係わる会計基準

1. 研究開発費の費用計上

「研究開発費等に係わる会計基準の設定に関する意見書」(平成10年3月公表、企業会計審議会)によって、研究および開発活動に関する「研究開発費」はすべて発生時に費用として処理しなければならない。そして、研究開発費の総額は財務諸表に注記して開示しなければならないものとされた。その実施時期は、平成11年4月1日以降開始される事業年度に係る財務諸表から適用される。こうした措置は、国際的調和の観点から、また国際間の企業比較に役立てようとするものである。

2. 「研究開発費」と商法上の「試験研究費および開発費」の関係

商法上、「試験研究費および開発費」は繰延資産として計上することが容認されている(商法第286条ノ3)。商法がその資産計上を容認したのは昭和37年の商法改正によってである。企業会計原則は、昭和24年の設定当初から、その第三貸借対照表原則の四の(一)Cにおいて試験研究費および開発費を繰延資産に属するものとして列挙している。この期間、企業会計原則の立場からの商法への提言が2回なされた。

- ①昭和26年9月「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」(経済安定本部企業会計審議会中間報告)の第十繰延資産
- ②昭和37年8月「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」(大蔵省企業会計審議会中間報告)の第五繰延資産について

その結果、商法改正(昭和37年法律第82号)によって、試験研究費および開発費等を繰延資産として計上することを容認する規定(商法第286条ノ3等)が盛り込まれた。ただし、商法第286条ノ3によって、試験研究費および開発費を資産計上するか、または費用計上するかは任意である。

上記の「連続意見書」および「商法第286条ノ3」によって、試験研究費および開発費の内容はつぎのようになっている。

①試験研究費	{ 新製品の試験的製作、 新技术の研究、等のために特別に支出した金額
②開発費	{ 新技術の採用、 新資源の開発、 新市場の開拓、 新経営組織の採用、等の目的のために支出した金額

これに対して、新たに設定された「研究開発費等に係わる会計基準」においては、「研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探求をいう。開発とは、新しい製品・サービス・生産方法(以下、「製品等」という。)についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいう。」と定義している。それら研究開発のために費消されたすべての原価が研究開発費に含まれる。

その結果、両者の関係はつぎのようになった。

- ①試験研究費は新基準の研究開発費に該当し、証券取引法上発生時における期の費用として計上する。
- ②開発費のうちの新技術の採用の一部(たとえば、技術・特許等を特定の研究開発目的のために導入する場合等)は新基準の研究開発費に該当する。
- ③開発費のうちの②以外のものは、一定の理由により新基準の研究開発に該当しない

3 ソフトウェア制作費について

コンピューターの発達による高度情報社会の進展するなかで、ソフトウェアの果たす役割は一段と大きくなっている。そのソフトウェアの制作過程には研究開発に当たる活動が含まれている。そこで、研究開発の目的で行なわれるソフトウェアの制作費は、研究開発費となる。研究開発目的以外のソフトウェアの制作費については、制作目的別に、①受注制作のソフトウェア、②販売目的のソフトウェア、および③自社利用のソフトウェアに区別して、その会計処理を定めている。その基本的な考え方は、それらが資産計上される場合には、それは著作権を有しているので法律上の権利を表す無形固定資産の区分に計上するものとされた。また、資産計上されたソフトウェアの取得原価は、そのソフトウェアの性格に応じて、見込販売量に基づく償却方法その他合理的な方法により償却しなければならない。

4 研究開発費に対する外国での会計基準

米国では財務会計基準書(SFAS) 第2号「研究および開発費の会計」(1974年10月)において、研究・開発に含まれる典型例および研究・開発に含まれない典型例を挙げて研究開発費の範囲および概念を明確にした上で、将来の収益との対応関係が不確実であるという理由によって、その全額を発生時に

費用処理するものとしている。

英国では「会計実務基準書」(SSAP) 第13号「研究開発の会計」(1998年1月改訂)において、研究費および開発費は支出した年度に費用として計上しなければならないものと定めている(第24項、第25項)。ただし、開発費については一定の要件を満たし、かつ開発費の回収が確実であると合理的にみなしうる場合に限って、これを次期以降に繰延べることができると定めている(第25項および第26項)。

国際会計基準(IAS)ではその第9号「研究開発費」(1993年改訂)において、研究費はそれが発生した期間に費用として認識しなければならず、次期以降の資産として認識してはならない(第15項)。開発費は将来の経済的便益をもたらす可能性がかなり大きいという一定の基準を満たす時は資産として認識するが、その基準が満たされない開発費は発生した期間の費用として認識されなければならない(第16項および第17項)。

V 退職給付に係わる会計基準

1 退職給付会計基準整備の必要性

平成10年(1998年)6月「退職給付に係わる会計基準の設定に関する意見書」が企業会計審議会より公表された。同意見書は、わが国において初めての退職給付に関する包括的な会計基準である。ここに「退職給付」とは、一定の期間にわたり労働を提供した等の事由に基づいて退職以後に支給される給付をいい、退職一時金および退職年金等がその典型である。退職一時金については、昭和43年11月に公表された「企業会計上の個別問題に関する意見、第二退職給与引当金について」において明らかにされていた。しかし、企業年金制度に基づく退職給付の会計基準は明確にされないままであった。その結果、退職一時金については退職給与引当金を設定する処理(内部積み立て)が行なわれ、退職年金については企業年金による拠出金(外部積み立て)を費用処理するという会計実務が行なわれてきた。しかし、支給方法の違いや納付制度ないし積み立て方法の違いはあっても、退職給付として共通の性格をもつ給付であれば、統一的な会計処理が行なわれなければ企業間比較はできない。

2 企業年金財政の悪化

つぎに、わが国において多く採用されてきた確定給付型の企業年金制度は、1990年代初頭のバブル経済の崩壊に続く長期の景気低迷および金融経済環境の急変によって、積み立てられた年金資産の運用利回りが予定利率(5.5%)を大きく下回り、さらに年金資産の評価が取得原価のままで行なわれてきたことにより資産の含み損を生じ、将来の年金給付に必要な資産の確保に懸念が生ずる結果となった。従来、こうした退職給付支払いのための年金資産が十分確保されているかどうかについての情報は、企業の財政状態には反映されてこなかった。年金財政が悪化した状況が生じたとしても企業の貸借対照表との関係では、年金制度の積み立て不足はオフバランスとされ、負債として認識されることがなかったのである。

国際会計基準委員会議長も努められた白鳥栄一氏は、その遺稿集「国際会計基準」(日経BP社、1998年5月)のなかで退職給付に関する問題は、①企業が将来支払わなければならない退職債務を正しくとらえ、それを債務として適切に把握しているか、②退職給付支払いのための年金資産が十分確保されているか、および③そうした状況が適切にディスクローズされているかの3点に集約できる、と述べられてその会計基準の必要性を提言されていた。

3 退職給付会計基準の基本的考え方

意見書によって、退職給付会計基準の要点は、次のとおりである。

第一に、退職給付は従業員の役務提供に対する報酬の一部であって、勤務期間を通じて発生するという立場から、支出原因の発生時に「退職給付費用」を認識する。すなわち、退職時に見込まれる退職給付の総額(退職給付見込総額という)を在職期間中の会計期間へ配分する方法として、決算日までに従業員が提供した役務に基づいて配分する「発生給付評価方式」により認識する。

退職給付費用は、勤務費用と利息費用からなる。勤務費用は、退職給付見込額のうち当期に発生したと認められる額を一定の割引率および残存勤務期間に基づき割り引いて計算する。利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する。

第二に、企業年金制度に基づく退職給付については、年金資産を期末の公正価値によって評価し、これを退職給付債務から控除した額を貸借対照表に資産ないし負債として計上する。

第三に、貸借対照表上の表示科目は、原則として「退職給付引当金」に統

一する。また、財務諸表への説明事項として、企業の採用する退職給付制度、退職給付債務および退職給付費用の内訳、退職給付債務などの計算基礎について注記する。

4 退職給付会計の概要

退職給付会計の要点は、退職時の「退職給付見込額」の期間配分によって、

- ①貸借対照表に計上すべき「退職給付引当金」の額はいくらとなるか、および
- ②損益計算書に計上すべき「退職給付費用」の額はいくらとなるか、の2点である。

(1) 退職給付見込額の算定

退職給付見込額は、採用されている退職給付の制度ごとに将来の昇給等の変動要因を考慮して算定する。退職一時金の制度であれば退職一時金として支給されると見積もられる額となり、また年金制度の場合には毎回支給される支給額を退職時点の現在価値に割り引いた額を合計した額がそれぞれ退職給付見込額となる。なお、退職後の従業員については、年金支給額を退職時点ではなく期末時点の現在価値に割り引く。

(2) 退職給付見込額の各期への配分

つぎに、退職給付見込額について各期の発生額、すなわち各期への配分額を計算する。この期間配分は、原則として勤務期間を配分基準とする。例えば、全勤務期間30年、期末日までの勤務期間10年、退職給付見込額1,200万円とすれば、各期の発生額は1,200万円を30年で割った40万円となる。また、期末までに発生していると見込まれる額は、1,200万円の30分の10に相当する400万円と算定される。

(3) 退職給付債務

期間配分された退職給付見込額は、期末時点から予想される退職給付支給時点まで、すなわち予想される残存勤務期間にわたって期末時点の現在価値に換算される。このように、退職給付債務は期間配分された退職給付見込額の期末時点の現在価値である。これを計算式で示すと、次のようになる。

$$\text{退職給付債務} = (\text{退職給付見込額} \times \frac{\text{期末日までの勤務期間}}{\text{予想される全勤務期間}}) \cdot \frac{1}{(1 + \text{割引率})^n}$$

※ n = 残存勤務期間

(4) 貸借対照表計上額（退職給付引当金）

退職給付引当金として貸借対照表に計上される額は、退職給付債務に「過去勤務債務」および「数理計算上の差異」を加減した額から「年金資産」を控除した額である。

過去勤務債務とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加または減少した部分をいう。数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実際値との差異、および見積数値の変更等により発生した差異をいう。年金資産は、企業年金制度に基づいて退職給付に充てるため積み立てられている資産であり、期末の公正な評価額により計算される。

(5) 損益計算書計上額（退職給費用）

退職給費用として損益計算書に計上される額は、勤務費用と利息費用からなる。勤務費用は、退職給付見込額のうち当期分として配分された額を一定の割引率および残存勤務期間によって現在価値に割引いて計算する。利息費用は、前期末の退職給付債務に割引率を乗じて計算する。なお、年金資産の期待運用収益があれば、これを勤務費用から控除する。また、過去勤務債務および数理計算上の差異（遅延認識項目）について、一定の期間にわたって規則的に費用処理する。こうして遅延認識された項目の費用処理額も退職給付費用を構成する。

(6) 退職給付に関するディスクロージャー

次の事項について注記しなければならない。その適用は、平成12年4月1日以降開始する事業年度からである。

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1 企業の採用する退職給付制度 | ③前払年金費用 |
| 2 退職給付債務等の内容 | ④退職給付引当金 |
| (1) 退職給付債務及びその内訳 | ⑤未認識過去勤務債務 |
| ①退職給付債務 | ⑥未認識数理計算上の差異 |
| ②年金資産 | ⑦その他（会計基準変更時差異の未処理額） |

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| (2) 退職給付費用の内訳 | (3) 退職給付債務等の計算基礎 |
| ①勤務費用 | ①割引率、期待運用収益率 |
| ②利息費用 | ②退職給付見込額の期間配分方法 |
| ③期待運用収益 | ③過去勤務債務の処理年数 |
| ④過去勤務債務の費用処理額 | ④数理計算上の差異の処理年数 |
| ⑤数理計算上の差異の費用処理額 | ⑤その他（会計基準変更時の差異の処理年数、実際運用収益等） |
| ⑥その他（会計基準変更時差異の費用処理額、臨時に支払った割増退職金等） | |

V 税効果会計に係わる会計基準

1 税効果会計の必要性

税効果会計は、法人の課税所得を基礎とした法人税等の税費用を会計上の税引前当期純利益に合わせて期間配分する会計手続である。このような会計手続が必要となるのは、会計上の収益・費用と税法の益金・損金の範囲が異なることによるもの（永久差異）、および範囲は同じでも認識の時点が異なることによるもの（期間差異ないし一時差異）とが存在することによる。永久差異の例としては、交際費や寄付金の損金算入限度超過額、受取配当金の益金不算入額等がある。期間差異ないし一時差異の例としては、資産評価損の税務否認額、減価償却費や引当金の損金算入限度超過額等がある。税効果会計による期間配分の対象になるのは、期間差異ないし一時差異である。期間差異は、会計上の収益・費用と税務上の益金・損金との期間帰属の差異をいう。一時差異は、貸借対照表上の資産・負債の額と課税所得計算上の資産・負債の額との差異をいう。たとえば、株式等の評価差額を資本の部に計上するような場合が一時差異である。一時差異は、期間差異よりも範囲の広い概念である。

税効果会計を適用すれば、税引前当期純利益から控除されるのは、課税額に課税時期の違いによる税金の前払または未払となる額を加減して一時差異を調整した会計上の法人税等となる。その結果、税引後の当期純利益は税引前当期純利益と期間的に対応し、企業の業績を正しく示す指標となる。

2 経緯

わが国で税効果会計の必要性に触れたのは、昭和50年6月公表の「連結財

務諸表の制度化に関する意見書」(企業会計審議会)においてであった。そこでは、適用は任意とされていた。次いで平成9年6月公表の「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」(企業会計審議会)では、連結財務諸表中心のディスクロージャー制度への転換が図られ、その一環として税効果会計を全面的に適用する提言がなされた。同時に、個別財務諸表においても適用すべきことが提言され、商法との調整を進める必要が指摘されていた。また、連結および中間ベース双方の中間決算における法人税等の計算についても、年度決算の方法と同様にすることが定められた(「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」平成10年6月、企業会計審議会)。さらに、法務省と大蔵省が共同で設けた「商法と企業会計の調整に関する研究会」の報告(1998年6月)において公開会社については商法上も税効果会計の適用が適当であるとされた。

こうして、平成10年10月30日付けで「税効果会計に関する意見書」(企業会計審議会)が公表された。これによって、税効果会計は証券取引法の制度に基づいて開示される財務諸表に全面適用される。その実施時期は、平成11年4月1日以降開始する事業年度からとされた。

3 税効果会計の方法（繰延法と資産負債法）

税効果会計の方法には、繰延法と資産負債法の二つの方法がある。意見書は、資産負債法を採用した。IAS および米国のSFAS も資産負債法である。

繰延法は、会計上の収益または費用の金額と税務上の益金または損金の額に相違がある場合、その相違項目のうち損金の期間帰属の相違に基づく差異(期間差異)について、発生した年度のその差異に対する税金軽減額または税金負担額を差異が解消する年度まで貸借対照表上に繰延税金資産または繰延税金負債として計上する方法である。かつて、米国は会計原則審議会(APB)の意見書の第11号「法人所得税の会計処理」(Accounting for Income Taxes, 1967年12月)において繰延法を採用してきた。しかし、1980年代に入ってAPB, NO.11は貸借対照表重視の資産・負債中心観によって見なおされた。1992年に公表されたSFAS. NO.109「法人所得税の会計処理」は、資産負債法を採用した。

資産負債法は、資産または負債の金額について会計上と税務上との間に差異があり、会計上の資産または負債が将来回収又は決済されるなどによりその差異が回収される時に、税金を減額または増額させる効果がある場合に、その差異(一時差異)の発生年度に対する繰延税金資産または繰延税金負債

を計上する方法である。繰延税金資産をもたらす一時差異は、課税所得の計算上、差異が生じた時に加算され、将来その差異が解消する時に減算されるものであり、これを「将来減算一時差異」と呼んでいる。反対に、課税所得計算上、差異が生じた時に減算され、将来その差異が解消する時に加算されるものは繰延税金負債をもたらす一時差異であり、これを「将来加算一時差異」と呼ばれる。将来減算差異に係わる繰延税金資産、および将来加算一時差異に係わる繰延税金負債の金額は、回収または支払いが行なわれると見込まれる期の税率に基づいて計算される。

VI 金融商品に係わる会計基準

1 デリバティブ取引の出現

1980年代以降、先物・先渡・スワップ・オプション取引等の多様なデリバティブ取引が活発に行なわれるようになった。ファイナンス理論を基礎とした金融工学の発展、とくに1973年に公表されたブラックショウルズ・モデルに代表されるオプション理論は、その後のオプション取引の展開に大きな影響を与えた。そのデリバティブ取引は、価格・金利・通貨など価格変動リスクをヘッジする手段として利用される。しかし、デリバティブ取引自体は投資収益を得る機会がある一方、そのリスクにさらされる度合いも大きい。こうしたデリバティブ取引の出現は、会計に新しい問題を提供することになった。第一に、デリバティブ取引は貸借対照表に計上されないオフバランス取引である。第二に、ヘッジ目的でデリバティブを取得した時の会計処理問題である。第一の問題への対処は、わが国でも米国でもそれら取引に対する時価情報の開示として進められた。

2 先物・オプション取引等の時価情報の開示

企業会計審議会は、平成2年（1990年）5月「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」を公表した。同意見書によって、次の二つの開示基準が示された。

- ①先物・オプション取引に係わる時価情報の開示基準
- ②市場性ある有価証券に係わる時価情報の開示基準

しかし、先物取引に係わる会計処理基準については中間報告として示され、その後の検討に委ねられた。

3 米国の金融商品プロジェクト

米国での金融破綻を契機として始まった財務会計基準審議会（FASB）の「金融商品およびオフバランス金融問題」を扱う金融商品プロジェクトは、1986年5月から始まった。その成果は、第一段階としてディスクロージャーの充実、第二段階として時価評価の導入およびデリバティブのオンバランス化を経て、SFAS. No.133「デリバティブおよびヘッジ活動の会計」(Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities) (1998年6月) に統合された。

第一段階の成果は、金融商品に関する時価情報の開示に関する三つの会計基準である。

- ① SFAS, No.105「オフバランス・リスクを伴う金融商品、および信用リスクの集中を伴う商品に関する情報の開示」(1990年3月)
- ② SFAS, No.107「金融商品の公正価値の開示」(1991年12月)
- ③ SFAS, No.119「デリバティブおよび金融商品の公正価値の開示」(1994年10月)

第二段階の成果は、有価証券および長期性資産に対する時価評価の導入を内容とする四つの会計基準である。

- ① SFAS, No.114「貸付金の減損に関する債権者の会計」(1993年5月)
- ② SFAS, No.118「同上の改訂」(1994年10月)

③ SFAS, No.115「負債証券および特定の持分証券投資の会計」(1993年5月)

時価評価導入への道を開いたのは、SFAS, NO.115 である。その内容は、次の三点である。

1. 負債証券だけではなく特定の持分証券も対象とする。
 2. 有価証券を保有目的に応じて、(a) 償還期限まで保有する負債証券、(b) 短期売買目的有価証券、(c) 売却可能有価証券に区分し、(a) には償却原価法、(b) には公正価値法、(c) には公正価値法（ただし、未実現損益は資本の部の独立項目に計上）を適用する。
 3. 金融機関およびすべての事業体の保有する有価証券に適用する。
- ④ SFAS, No.121「長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計」(1995年3月)

No.121は、保有かつ使用される有形・無形の固定資産についても、帳簿価額が回収できなくなる可能性が認められる場合には、公正価値との差額を評価損として計上することを定めたものである。

第三段階は、このプロジェクトが始まって12年を経て、デリバティブおよ

びヘッジの会計基準として結実した。SFAS, No.133によって、No.105、No.119は廃止、No.107は一部修正された。No.133の内容は、つぎの四つの基本的決定事項をベースにしている。

1. デリバティブは、貸借対照表の資産または負債として計上すべきこと。
2. 公正価値が金融商品のもっとも適切な評価基準であり、デリバティブは公正価値によってのみ評価されるべきこと。
3. 資産および負債の項目のみが貸借対照表に計上されるべきこと。したがって、デリバティブに係わる損益の繰延べは認めず、当期の損益に計上すべきこと。
4. 一定の要件（ヘッジ要件）が満たされた時にのみヘッジ会計が認められること。

この基本的決定事項をベースにして、デリバティブの公正価値の変動額の会計処理は、(a) デリバティブがヘッジ手段として使われているか否か、(b) ヘッジ手段として使われている場合にはヘッジ要件を満たしているか否か、(c) その対象項目が何かによって、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、外貨ヘッジに区別し、各別にヘッジの手段としたデリバティブ自体の公正価値変動部分およびヘッジの対象とした項目のリスクに起因する変動部分を損益として認識し、これを損益計算書あるいは包括損益計算書を通じて貸借対照表の株主持分の区分に記載するものとしている。なお、デリバティブが投機目的その他の場合には、その公正価値の変動部分は発生した期の損益として損益計算書に記載される。

4 金融商品に係わる会計基準の概要

(1) 金融商品の範囲

企業会計審議会は、平成11年（1999年）1月22日付けて「金融商品に係わる会計基準の設定に関する意見書」を公表した。国際的な動向として、米国のFASBが平成5年（1993年）にSFAS, No.115、平成10年（1998年）にSFAS, No.133を公表し、また国際会計基準委員会が平成10年（1998年）12月にIAS, No.39「金融商品：認識と測定」を公表している。これらの基準書においては、金融商品の認識、貸借対照表価額、ヘッジ会計等に関する基準が明らかにされている。こうした国際的な動向を踏まえて、わが国においても金融商品全般に係わる会計基準が求められた。以下、その内容を概観する。

ここに金融商品とは、①金融資産、②金融負債、③デリバティブ取引に係

わる契約、を総称する。①金融資産とは、現金預金、金銭債権(受取手形、売掛金、貸付金など)、有価証券、デリバティブ取引により生じる正味の債権等をいう。②金融負債とは、金銭債務(支払手形、買掛金、借入金、社債など)、デリバティブにより生じる正味の債務等をいう。なお、デリバティブ取引とは、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引、およびこれらに類似する取引をいう。

(2) 金融資産・金融負債の発生および消滅の認識

金融資産の契約上の権利または金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したとき、その金融資産または金融負債の発生を認識する。したがって、有価証券については原則として約定時に発生を認識し、デリバティブ取引については、契約の締結時にその発生を認識する。

つぎに、金融資産については、その金融資産の契約上の権利を行使したとき、契約上の権利を喪失したとき、または契約上の権利に対する支配が他に移転したとき、その消滅を認識する。金融負債については、その金融負債の契約上の義務を履行したとき、契約上の義務が消滅したとき、または契約上の第一次債務者の地位から免責されたとき、その消滅を認識する。

金融資産および金融負債の消滅を認識したときは、それらの帳簿価額との対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する。

(3) 金融資産・金融負債の貸借対照表価額

従来、金融資産については原価法を基本として、低価法を場合により容認するという評価基準が採用されてきた。しかし、1990年代に入って米国のSFAS、次いでIASが時価評価を導入した。わが国も金融資産について、時価評価を導入した。「金融商品に係わる会計基準」によって、その評価基準等を要約すれば表-1の通りである。

表-1 金融商品の評価基準等

金融商品の属性		評価基準	評価差額の取り扱い
有 価 証 券	売買目的	時価	損益に計上
	満期保有債権	償却原価*	――
	関係会社株式	原価	――
	その他有価証券	時価	資本の部に直接計上
	金銭債権	償却原価	――
	特定金銭信託等	時価	損益に計上
	デリバティブ	時価	損益に計上

* 債却原価とは、債権(券)を債権(券)金額より高く又は低く取得した場合、その差額を毎期利息として計上し、取得原価に加減した価額をいう。

(4) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、時価評価されているヘッジ手段の損益または評価差額をヘッジ対象の損益が認識されるまで資産または負債として繰延べることを原則とする。他方、米国基準等との国際的調和の観点から、ヘッジ対象である資産または負債に係わる相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係わる損益とを同一の会計期間に認識する方法も認められた。

以上の本基準は、平成12年4月1日以降開始する事業年度から実施される。ただし、その他有価証券は所定の注記を行い、財務諸表における時価評価は平成13年4月1日以降開始する事業年度から適用となる。

5 平成11年商法改正

平成11年の「商法等の一部を改正する法律」(平成11年法律第125号、平成11年8月31日公布)によって、商法に時価評価の規定が新たに導入された。すなわち、①市場価額のある金銭債権(第285条ノ4第3項)・社債(国債、地方債、その他の債権を含む)(第285条ノ4第3項)・株式(子会社株式を除く)(第285条ノ6第2項)について時価を付することを許容し、②債権金額より高い代金で買い入れた金銭債権については相当の増額をすることを許容した(第285条ノ4第1項但書)。これら時価評価をした場合、時価の総額がその取得価額の総額を越えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表の純資産額を配当可能限度額・中間配当限度額の算定上控除すべきものとした(第290条ノ第1項6号、第293条ノ5第3項5号)。

VII 外貨建取引等会計処理基準の改訂

「外貨建取引等会計処理基準」(昭和54年6月設定・公表)は、設定後2回(昭和58年12月、平成7年5月)にわたって部分的に改訂されてきた。しかし、金融商品に係わる会計基準の設定に伴い、これとの整合性を図るために平成11年(1999年)10月22日付けで「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会)として改訂、公表された。改訂の基本的考え方は、金融商品における時価評価導入との整合性を図るべく為替相場の変動を財務諸表に反映させようとするものである。

外国通貨、外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券、および外貨建デリバティブ取引等の金融商品についての決算時の換算方法は、表2のように改訂された。なお、決算時の換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理することは改訂前と同じである。

表-2 外貨建取引の決算時の換算方法

換算項目	改訂後	改訂前
外国通貨	決算時の為替相場	決算時の為替相場
外貨建金銭債権債務	決算時の為替相場	短期：決算時の為替相場 長期：取得時の為替相場
外貨建有価証券	売買目的 満期保有債権 その他有価証券 子会社株式等	決算時の為替相場 取得時の為替相場
デリバティブ取引	決算時の為替相場	――

VIII おわりに

日本の会計基準設定機関は、従来、大蔵大臣の諮問機関としての企業会計審議会であった。平成13年1月の中央省庁等の改革によって、同審議会は金融庁の下でその作業が進められている。しかし、国際会計基準審議会委員としてIASの設定に参加するためには、会計基準設定機関は民間組織であるべきとの要請を受けていた。こうした背景の下、米国例に範をとり、財団法人「財務会計基準機構」が平成13年7月に発足し、その下に置かれる「企業会計基準委員会」がディスクロージャーに関連するすべての会計基準を設定することになる。

現在、企業会計審議会の下で審議中の課題は、二つある。第一は、「固定資

産の減損会計」である。減損会計は、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額しようとする会計処理である。第二は、「企業結合会計」である。冒頭の'90年代末に公表された会計基準等一覧で示したように、数次にわたる商法改正により、合併手続の簡素・合理化（平成9年）、株式交換・移転制度の創設（平成11年）、会社分割制度の創設（平成12年）など企業組織再編に係わる法制の整備が実現した。しかし、現状では企業結合に適用すべき会計処理基準が明確になっていない。一方、米国での企業結合に関する会計基準は、従来のAPB意見書、第16号「企業結合」（1970年8月）および同第17号「無形資産」（1970年8月）に代わり、財務会計基準書第141号「事業の結合」および同第142号「暖簾および他の無形資産」を2001年（平成13年）7月に公表している。

本稿は、いずれ「固定資産の減損会計」および「企業結合会計」の二つが補足されなければならないと考えている。それにしてもバブル経済崩壊後の資産デフレの状態は、2001年（平成13年）9月現在いまだ終息するに至っていない。平成13年9月11日の東京株式市場における日経平均株価の終値は、10,292円95銭とバブル経済崩壊後の安値を更新した。さらに同日、米国で発生したハイジャック機による同時多発テロは国際情勢に衝撃を与え、翌12日の東京株式市場は全面安の展開となり、日経平均の終値は682円85銭安の9,610円10銭と1984年8月以来の安値となった。また9月21日の終値は9,554円99銭と大幅に続落し、世界同時株安の様相を呈している。IT投資によって世界経済を牽引してきた米国経済の変調は、米中枢同時テロによる実態経済への影響が顕在化し、世界的な景気後退局面に入った。こうした状況の下で、日本の企業会計基準は今後どのような展開を辿るのかその動向を注視することとしたい。

2001.9.30

参照文献

- 1 白鳥栄一「国際会計基準」、日経BP社、1998年5月
- 2 青山監査法人、プライス・ウォータース「アメリカの会計原則」（1999年版）、東洋経済新報社、1999年4月
- 3 日本公認会計士協会・国際委員会訳「国際会計基準」、同文館、2001年6月